

村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、予想される大規模地震時の被害を最小限にするため、避難路に沿って設置されている危険なブロック塀等の撤去又は改築に要する経費に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内 村山市内をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 避難路に面し、避難路面からの高さが1メートル以上で、コンクリートブロック、レンガ、石等により構成された、組積造の塀（かき木、控え壁を含む。）で、危険ブロック塀等点検表（別表1又は別表2）において、一つでも不適合があるものをいう。
- (3) 敷地 危険ブロック塀等の存在する敷地をいう。
- (4) 工事 危険ブロック塀等を撤去又は改築する行為をいう。
- (5) 避難路 村山市耐震改修促進計画で指定している避難路をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 敷地の所有者又は所有者の世帯員であること。敷地の所有者が法人である場合には、法人の代表者であること。
- (2) 市税、水道料金及び下水道料金を滞納がないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、市内にある避難路に面する危険ブロック塀等をすべて除去する工事であること。ただし、土留め等により危険ブロック塀等の一部を残す場合にあつては、道路等に面する側の地盤面からの高さを0.6メートル以下とし、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、必要に応じて補強等の適切な措置を講じ、地震等に対する安全性を確保する工事に限る。

- 2 危険ブロック塀の撤去後、ブロック塀等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする各種法令を遵守すること。再設置費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事に要した額の2分の1の額（補助対象者が法人の代表者の場合は消費税を除いた金額）と撤去する危険ブロック塀等の見付面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、20万円を限度とする。

2 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該塀が危険ブロック塀等に該当するか、危険ブロック塀等点検表（別表1又は別表2）により、事前に村山市担当職員の調査をうけること。

(補助金の交付申請)

第7条 危険ブロック塀等と判断された申請者は、規則第5条の規定にかかわらず、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請するものとする。

2 申請書は、当該申請に係る工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 工事する危険ブロック塀等の位置図、平面図、立面図及び求積図（様式第2号、様式第3号）

(2) 改築後の図面（改築工事の場合）

(3) 工事見積書の写し

(4) 工事前の現場写真

(5) 同意書（様式第9号）

(6) 市担当職員の署名の入った危険ブロック塀等点検表（別表1又は別表2）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、村山市補助金等交付規則第6条の規定によりその適否を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(内容変更等の承認)

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更をしない工事等の変更の場合とする。

3 市長は、第9条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(完了報告)

第10条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金完了報告書（様式第7号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、工事が完了した日から30日を経過した日まで市長に報告するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 工事に要した費用に係る契約書の写し
- (2) 工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は前条の報告を受けたときは、村山市補助金等交付規則第15条の規定により、審査及び場合により現地検査を行い、額を確定し、申請者に村山市危険ブロック塀等撤去費補助金の額の確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市危険ブロック塀等撤去費補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の整備）

第14条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

令和 2年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日から施行する。